

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和4年4月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101150 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200008 号

第 1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における昭和 58 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、昭和 59 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、昭和 60 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、昭和 61 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び昭和 62 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 58 年 9 月の標準報酬月額については 12 万 6,000 円から 13 万 4,000 円、昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については 13 万 4,000 円から 14 万 2,000 円、同年 6 月の標準報酬月額については 13 万 4,000 円から 15 万円、昭和 60 年 6 月の標準報酬月額については 15 万円から 17 万円、昭和 61 年 9 月の標準報酬月額については 19 万円から 20 万円、昭和 62 年 9 月の標準報酬月額については 20 万円から 22 万円とする。

昭和 58 年 9 月、昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで、昭和 60 年 6 月、昭和 61 年 9 月及び昭和 62 年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 58 年 9 月、昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで、昭和 60 年 6 月、昭和 61 年 9 月及び昭和 62 年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間 (請求期間②のうち昭和 59 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び請求期間⑥) については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
④ 昭和 61 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 62 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 63 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

請求期間①から⑥までについて、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」に記載された保険料納付額と実際に給料から控除された保険料額が相違しているので、実際に給料から控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、請求期間②のうち昭和59年4月1日から同年7月1日までの期間、請求期間③、④及び⑤については、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険控除額から、請求期間①は13万4,000円、請求期間②のうち昭和59年4月及び同年5月は14万2,000円、請求期間②のうち同年6月は15万円、請求期間③は17万円、請求期間④は20万円、請求期間⑤は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、請求期間②のうち昭和59年4月1日から同年7月1日までの期間、請求期間③、④及び⑤について、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否か資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち昭和59年3月1日から同年4月1日までの期間及び請求期間⑥については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えているものの、請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101346 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200009 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日 (平成 30 年 11 月 16 日) 及び取得年月日 (同年 12 月 1 日) を取り消し、平成 30 年 11 月の標準報酬月額を 8 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 30 年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日まで

A 社に勤務している期間のうち、平成 30 年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の記録が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。給与から厚生年金保険料が控除されていたため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A 社が加入する健康保険組合から提出された請求者に係る記録画面の写し並びに同社から提出された請求者に係る人事台帳及び過去勤務実績表により、請求者は、請求期間も継続して同社に勤務していたことが確認できる上、同社から提出された請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿及び請求者から提出された預金通帳の写し並びに請求者の住所地を管轄する市役所から提出された市民税・県民税課税照会回答書 (以下「賃金台帳等」という。) により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、賃金台帳等により推認できる厚生年金保険料額から、8 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成30年11月16日から同年12月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答しているが、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年11月16日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に届け出た後、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年1月8日に、当該資格喪失を取り消す届出を行ったため、請求者の請求期間については、厚生年金保険法第75条本文該当により保険給付の計算の基礎とならない記録とされていることから、年金事務所は、請求者の平成30年11月16日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。